

介護が必要になった場合

暮らしたい場所

- ☐ 自宅 ☐ 病態にあった病院や施設
- ☐ 家族に任せる ☐ その他()

お世話をお願いしたい人

- ☐ できるだけ家族をお願いしたい ☐ プロのヘルパーをお願いしたい
- ☐ その他()

お願いしたい人の氏名 :

そう思う理由 例) 家族の負担にならないようにしたい。住み慣れた自宅を離れたくない。 など

介護費用について

- ☐ 用意していない ☐ その他()

☐ 私の預貯金で 口座名 :

☐ 保険金で 保険商品名 :

連絡先 :



ここがポイント!!

介護保険制度を知っておこう

病気や障害になったときに要介護認定を受けると、原則1割の自己負担で、居宅介護や介護施設でのサービスを利用することができます。

また、自宅に手すりをつけたり、段差をスロープにしたりする住宅改修費の助成や、車いすやベッドなどの福祉用具貸与など、さまざまなサービスがあります。

介護保険制度をうまく利用すれば、ご家族、そしてあなた自身の肉体的・精神的・金銭的な負担を軽減する大きな助けになります。

役場の**介護保険課**や**地域包括支援センター**で、介護保険のパンフレットを貰ったり、相談をしたりして、もしものときにどんなサービスが受けられるか、一度確認しておきましょう。

もちろん、要介護状態にならないことが一番ですので、日頃から食事や運動などの健康管理について、注意しておきましょう。自治体が主催する介護予防のための各種教室もありますので、一度、区報や市報などに掲載されているお知らせをチェックしてみてください。

介護が必要になった場合

通帳や印鑑、権利証など貴重品や財産の管理をお願いする人

- ☐ 家族 ☐ 任意後見人
- ☐ 社会福祉協議会の財産管理サービス ☐ その他()

お願いする人・団体：

間柄：

連絡先：

住所：

契約の有無

- ☐ 任意後見契約をしている ☐ 財産管理契約(委任契約)をしている
- ☐ 契約はしていない

備考



ここがポイント!!

家族に任せる場合はトラブルに注意

財産を管理する家族が財産を流用する、あるいは、離れて暮らす他の家族が流用を疑うことで相続が発生した際に揉めごとになる、といったケースがよくあります。

家族の無用な争いを防ぐのであれば、専門家の後見人に管理を任せる、遺言書で財産分与について決めておく、といったことが重要になります。



ここがポイント!!

任意後見契約を活用しよう

認知症になる前に、あらかじめ自分の財産管理や医療・介護契約の手助けをしてくれる後見人を選んでおき、契約を結んでおくことができます。(任意後見契約といいます。)

後見人の仕事ぶりは、家庭裁判所が定期的にチェックしてくれるので、不正が起こりにくく、安心して認知症になった後の財産管理を任せられます。転ばぬ先の杖として、信頼できる専門家に相談して任意後見契約を結んでおきましょう。



ここがポイント!!

社会福祉協議会を活用しよう

お住まいの地域の社会福祉協議会を利用すると、低料金で福祉サービス利用に関する相談や、日常的な金銭管理を依頼することができます。

後見人に関する相談や法律の専門家への橋渡しもしてくれますので、「いきなり法律相談は敷居が高い」といった方でも気軽に利用することができます。

病名告知や延命治療、尊厳死などについて

命に関わる病気にかかってしまった場合の告知について

- ☐ すべてありのままに告知してほしい
 ☐ 病名・余命ともに告知しないでほしい
- ☐ 家族の判断に任せる
 ☐ その他()

備考

回復の見込みがない病気にかかり、自分の意思を伝えられない状態になった場合の延命治療について(尊厳死について)

- ☐ どんな場合でも延命治療を続けてほしい
- ☐ できるだけ治療をしてほしいが、苦痛を伴う場合は延命治療を止めてほしい
- ☐ すべての延命治療は止めてほしい ⇒ 尊厳死の宣言書を作成している はい・いいえ
- ☐ その他 ()

備考 例) 胃ろうなどの人工栄養による治療は止めてほしい など



ここがポイント!!

尊厳死の宣言書を作っておこう

尊厳死とは、傷病で「不治かつ末期」になったときに、自分の意思で、死にゆく過程を引き延ばすだけに過ぎない延命治療をやめてもらい、人間としての尊厳を保ちながら死を迎えることです。

尊厳死を望む意思表示をした場合、95%以上の医師が、尊厳死を許容してくれると言われています。（尊厳死の意思表示には法的効力がないので100%ではありません。）

尊厳死の意思表示は「宣言書」という形で残しておきます。

作成にあたっては、家族あるいは代理人となる知人も同席して、ひとつひとつの医療措置について、医師から詳しく説明を受け、十分に内容を理解しておいてください。

尊厳死の宣言書は次ページのサンプルのほか、公証役場でも相談することが可能です。

尊厳死宣言書

私は、私の傷病が不治であり、かつ死が迫っていたり、生命維持措置無しでは生存できない状態に陥った場合に備えて、私の家族、縁者ならびに私の医療に携わっている方々に次の要望を宣言いたします。

この宣言書は、私の精神が健全な状態にある時に作成したものであります。

したがって、私の精神が健全な状態にある時に私自身が破棄するか、または撤回する旨の文書を作成しない限り有効であります。

- ① 私の傷病が、現代の医学では不治の状態であり、既に死が迫っていると診断された場合には、ただ単に死期を引き延ばすための延命措置はお断りいたします。
- ② ただしこの場合、私の苦痛を和らげるためには、麻薬などの適切な使用により十分な緩和医療を行ってください。
- ③ 私が回復不能な遷延性意識障害（持続的植物状態）に陥った時は生命維持措置を取りやめてください。

以上、私の宣言による要望を忠実に果たしてくださった方々に深く感謝申し上げますとともに、その方々が私の要望に従ってくださった行為一切の責任は私自身にあることを附記いたします。

年 月 日

住所：

氏名：

(印)

病名告知や延命治療、尊厳死などについて

臓器提供について

☐ 希望しない

☐ 希望する

意思表示カードの保管場所：

提供を希望する臓器

☐ 脳死後・心停止後いずれでも可 ☐ 心停止後のみ可

☐ 心臓 ☐ 肺 ☐ 肝臓 ☐ 腎臓 ☐ 脾臓 ☐ 小腸 ☐ 眼球

献体について

☐ 希望しない

☐ 希望する

登録機関：

連絡先：



ここがポイント!!

臓器提供で誰かの命を救う

重い病気や事故などにより臓器の機能が低下し、移植でしか治療できない方と、「死後に臓器を提供してもいい」という方を結ぶ医療を**臓器移植**といいます。臓器移植(提供)は脳死後、あるいは心臓が停止した死後にできます。

臓器移植は、第3者の善意による臓器の提供がなければ成り立たない医療ですが、日本で臓器の提供を待っている方はおよそ13,000人、それに対して移植を受けられる方は年間およそ300人です。(日本臓器移植ネットワークホームページより)

自分が最期を迎えたときに、あなたの意思で救える命があるかもしれません。**自分の意思を尊重するためにも、臓器提供について考え、家族と話し合い、提供する」「提供しない」のどちらかの意思表示をしておくことが大切です。**但し、高齢の方の臓器は移植に適さない場合がありますので、必ず臓器提供の希望が実現するわけではありません。

意思表示の方法は①臓器移植ネットワークにインターネットで申込む、②意思表示カードやシールへの記入、③健康保険証や運転免許証の意思表示欄への記入、となっています。



ここがポイント!!

献体で医学の発展に貢献する

献体とは、医学・歯学の大学における解剖学の教育・研究に役立てるため、自分の遺体を実条件・無報酬で提供することをいいます。

生前から献体したい大学または、これらに関連した団体に名前を登録しておき、遺族あるいは関係者がその遺志にしたがって遺体を大学に提供することによって、献体が行われます。

申込みは、献体の会、または医科および歯科の大学におこないます。もっとも、**地域によっては献体を希望する方の数が多く、受付を中止している大学もありますので、必ずしも献体の希望が叶わない場合もあります。また、家族の同意も必須です。**

献体され研究に用いられた遺体は、大学が火葬し、遺骨を遺族に返還します。遺骨が返還されるまで、通常1年～2年ほどの期間がかかるようです。